

# 年末・年始時における道路上工事抑制方針

立川市都市整備部道路課

年末・年始時において予想される道路交通の混雑を緩和し、事故の発生を防止するため、本年度年末・年始時においては下記事項を抑制方針として定める。

## 記

### 1 道路工事及び占用工事等の抑制期間

年末・年始時の立川市道における道路工事及び占用工事（沿道における建築工事に伴う道路工事を含む。以下「工事」という。）は、それぞれ次の期間は着手せず、また、工事中の工事については一時中止すること。

#### (1) 主要な市道（別表のとおり、案内図朱線部）

令和7年12月20日（土）から令和7年12月28日（日）まで 昼間中止

令和7年12月29日（月）から令和8年1月4日（日）まで 昼夜間とも中止

#### (2) その他の道路

令和7年12月29日（月）から令和8年1月4日（日）まで 昼夜間とも中止

\* 昼間とは6時から18時までをいい、夜間とは18時から翌朝6時までをいう。

\* 日付を跨いで抑制期間に入る工事については、翌朝6時（抑制期間初日）まで、工事できるものとする。

\* 令和8年1月5日の工事については、朝6時まで工事の抑制を行うこととする。

### 2 工事中止箇所の取扱い

工事抑制期間中工事を中止する箇所については、次のとおり措置を強化し、必要に応じて道路管理者等の確認、その他必要な指示をうけ、工事中止期間中は一般交通に開放すること。

#### (1) 工事中止箇所の補修等

工事中止箇所は常に道路標識・路面表示の点検、整備及び路面損傷部の補修並びに現場の清掃を十分に行うこと。

#### (2) 掘削跡の仮復旧

現在施工中の工事については、工事抑制期間前に原則として本復旧まで行うこと。

掘削跡の本復旧が不可能な場合は、道路管理者の指示する仮復旧を行うこと。また、抑制期間中は仮復旧箇所を点検し、「仮復旧状態点検報告書」を提出すること。異常

が認められた場合は速やかに補修を行うとともに道路管理者に報告すること。

(3) 覆工板による交通開放

復旧が困難で、やむを得ず覆工板で交通開放する場合には、当該箇所を常時点検補修すること。また、「仮復旧状態点検報告書」にその旨記載し報告すること。

(4) 交通開放できない場合の措置

上記以外の場合で、工事の工程上やむを得ず常設作業帯を設けたまま工事を中止するときは、できる限り作業帯を縮小し、周囲に堅固な柵を設け、夜間は保安灯を設置すること。

(5) 保安要員の措置

工事中止箇所には保安要員を配置し、常時現場を巡回して事故防止に努めること。

(6) 突発事故に対する措置

工事中止箇所においては、常時現場を巡回して事故防止に万全を期すとともに、応急用機材を常時備蓄し、事故の発生が予想されるとき、又は事故が発生したときは、ただちに応急措置を行うとともに、道路管理者及び所轄警察署長並びに関係機関に通報してその指示を受けること。

### 3 工事中止の特例

次の工事等は抑制を除外する。

- (1) 道路管理者の日常行う道路の維持作業。
- (2) 道路法又は道路交通法に基づく安全施設に関する工事で急を要するもの。
- (3) 緊急（漏洩・漏水・破裂事故等の修理）工事等
- (4) 上記以外の工事で特別の事情により道路管理者と交通管理者が協議の上、施工を認めたもの。

### 4 その他

- (1) 工事の施工にあたっては、工事抑制期間前に工事完了もしくは前記2の工事中止箇所の取扱いによる措置を施すこと。
- (2) 前記3の除外工事を施工する場合は、事前に道路管理者、所轄警察署長等へ協議し、それぞれの指示を受けること。
- (3) 沿道の建築工事等に伴い大型車等が道路を一時的に使用する場合については、所轄警察署の指示を受けること。